

6 新食第 1731 号  
6 畜産第 2102 号  
6 経営第 1630 号  
令和 6 年 10 月 17 日

株式会社日本政策金融公庫農林水産事業本部営業推進部長 殿

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部  
新事業・食品産業政策課長  
農林水産省畜産局企画課長  
農林水産省経営局金融調整課長

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認により出荷等に影響を受ける生産者等への資金の円滑な融通等について

今般、北海道において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたところでは、

疑似患畜の確認に伴う家きんの殺処分、移動制限等により、家きんの生体、卵、肉等の出荷ができなくなった生産者、食鳥処理業者、家きんの卵選別包装業者等や、売上高の減少等の影響を受ける食品加工・販売事業者、外食事業者等においては、経営に必要な資金の調達にも支障を来すことが懸念されるところです。

つきましては、これら経営の実情を十分御理解の上、経営の維持継続に必要な資金、特に緊急的な対応に必要となる農林漁業セーフティネット資金の円滑な融通や、個別の経営事情に応じた既貸付金の償還猶予等が図られるよう、特段の御配慮をいただくとともに、各支店及び受託法人に対しても、この趣旨について、十分周知徹底いただくよう、よろしくお願いいたします。

また、都道府県畜産主務部長に対して別添写しのとおり依頼するとともに、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生に係る経営支援対策の周知等について」（令和 6 年 10 月 17 日付け 6 消安第 4139 号、6 畜産第 2101 号、6 畜産第 2104 号、6 経営第 1629 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長、畜産局企画課長、食肉鶏卵課長、経営局金融調整課長通知）を发出したので御了知願います。

なお、今後の病原性確認検査の結果、当該疑似患畜が低病原性鳥インフルエンザであることが確定した場合であっても、生産者等の経営に支障を来すことのないよう、関係資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等に関して、同様に御配慮いただくようお願いいたします。

6 新食第 1731 号  
6 畜産第 2102 号  
6 経営第 1630 号  
令和 6 年 10 月 17 日

沖縄振興開発金融公庫総務部長 殿

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部  
新事業・食品産業政策課長  
農林水産省畜産局企画課長  
農林水産省経営局金融調整課長

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認により出荷等に影響を受ける生産者等への資金の円滑な融通等について

今般、北海道において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたところでは、

疑似患畜の確認に伴う家きんの殺処分、移動制限等により、家きんの生体、卵、肉等の出荷ができなくなった生産者、食鳥処理業者、家きんの卵選別包装業者等や、売上高の減少等の影響を受ける食品加工・販売事業者、外食事業者等においては、経営に必要な資金の調達にも支障を来すことが懸念されるところです。

つきましては、これら経営の実情を十分御理解の上、経営の維持継続に必要な資金、特に緊急的な対応に必要となる農林漁業セーフティネット資金の円滑な融通や、個別の経営事情に応じた既貸付金の償還猶予等が図られるよう、特段の御配慮をいただくとともに、本店、各支店及び受託法人に対しても、この趣旨について、十分周知徹底いただくよう、よろしくお願いいたします。

また、都道府県畜産主務部長に対して別添写しのとおり依頼するとともに、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生に係る経営支援対策の周知等について」（令和 6 年 10 月 17 日付け 6 消安第 4139 号、6 畜産第 2101 号、6 畜産第 2104 号、6 経営第 1629 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長、畜産局企画課長、食肉鶏卵課長、経営局金融調整課長通知）を発出したので御了知願います。

なお、今後の病原性確認検査の結果、当該疑似患畜が低病原性鳥インフルエンザであることが確定した場合であっても、生産者等の経営に支障を来すことのないよう、関係資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等に関して、同様に御配慮いただくようお願いいたします。

6 新食第 1731 号  
6 畜産第 2102 号  
6 経営第 1630 号  
令和 6 年 10 月 17 日

農林中央金庫代表理事理事長 殿

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部  
新事業・食品産業政策課長  
農林水産省畜産局企画課長  
農林水産省経営局金融調整課長

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認により出荷等に影響を受ける生産者等への資金の円滑な融通等について

今般、北海道において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたところでは、

疑似患畜の確認に伴う家きんの殺処分、移動制限等により、家きんの生体、卵、肉等の出荷ができなくなった生産者、食鳥処理業者、家きんの卵選別包装業者等や、売上高の減少等の影響を受ける食品加工・販売事業者、外食事業者等においては、経営に必要な資金の調達にも支障を来することが懸念されるところです。

つきましては、これら経営の実情を十分御理解の上、経営の維持継続に必要な資金の円滑な融通や、個別の経営事情に応じた既貸付金の償還猶予等が図られるよう、特段の御配慮をいただくとともに、傘下系統金融機関に対しても、この趣旨について、十分周知徹底いただくよう、よろしくお願いいたします。

また、都道府県畜産主務部長に対して別添写しのとおり依頼するとともに、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生に係る経営支援対策の周知等について」（令和 6 年 10 月 17 日付け 6 消安第 4139 号、6 畜産第 2101 号、6 畜産第 2104 号、6 経営第 1629 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長、畜産局企画課長、食肉鶏卵課長、経営局金融調整課長通知）を発出したので御了知願います。

なお、今後の病原性確認検査の結果、当該疑似患畜が低病原性鳥インフルエンザであることが確定した場合であっても、生産者等の経営に支障を来することのないよう、関係資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等に関して、同様に御配慮いただくようお願いいたします。

写

6 新 食 第 1731 号  
6 畜 産 第 2102 号  
6 経 営 第 1630 号  
令和 6 年 10 月 17 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部  
新事業・食品産業政策課長  
農 林 水 産 省 畜 産 局 企 画 課 長  
農 林 水 産 省 経 営 局 金 融 調 整 課 長

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認により出荷等に影響を  
受ける生産者等への資金の円滑な融通等について

今般、北海道において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたところ  
です。

疑似患畜の確認に伴う家きんの殺処分、移動制限等により、家きんの生体、卵、  
肉等の出荷ができなくなった生産者、食鳥処理業者、家きんの卵選別包装業者等  
や、売上高の減少等の影響を受ける食品加工・販売事業者、外食事業者等におい  
ては、経営に必要な資金の調達にも支障を来することが懸念されるところです。

つきましては、貴管下関係機関に対し、これら経営の実情を十分御理解の上、  
経営の維持継続に必要な資金の円滑な融通や、個別の経営事情に応じた既貸付金  
の償還猶予等が図られるよう、適切な指導をお願いいたします。

また、関係機関に対して別添写しのとおり依頼しておりますので、御了知いた  
だくとともに、必要に応じて、県内資金担当部局への共有をお願いいたします。

なお、今後の病原性確認検査の結果、当該疑似患畜が低病原性鳥インフルエン  
ザであることが確定した場合であっても、生産者等の経営に支障を来することのな  
いよう、関係資金の円滑な融通や既貸付金の償還猶予等について、同様に御配慮  
いただくよう関係機関に依頼していることから、引き続き適切な指導等を行って  
いただくようお願いいたします。

6 消 安 第 4139 号  
 6 畜 産 第 2101 号  
 6 畜 産 第 2104 号  
 6 経 営 第 1629 号  
 令和 6 年 10 月 17 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長  
 農 林 水 産 省 畜 産 局 企 画 課 長  
 農 林 水 産 省 畜 産 局 食 肉 鶏 卵 課 長  
 農 林 水 産 省 経 営 局 金 融 調 整 課 長

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生に係る  
 経営支援対策の周知等について

日頃から、地域畜産の振興に御尽力頂き感謝申し上げます。

今般、北海道において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。これに伴い、発生農場及び制限区域内の農場を中心に生産者等が経済的影響を受け、経営に支障を来すことが懸念されるところです。

つきましては、別添経営支援対策について、発生農家、その他関係のある生産者に対して周知方お願いするとともに、食鳥処理業者、家きんの卵選別包装業者等や、売上高の減少等の影響を受ける食品加工・販売事業者等に対しては、雇用調整助成金及びセーフティネット貸付について、一定の要件に該当する際には活用可能な場合があることを周知方お願いいたします。

また、経営支援対策に係る生産者からの各種申請、都道府県における計画審査・承認等におきましては、できる限り速やかにその手続きが行われますよう重ねてお願いいたします。

なお、今後の病原性確認検査の結果、当該疑似患畜が低病原性鳥インフルエンザであることが確定した場合であっても、これらの経営支援対策を活用することが可能であることから、本通知により経営支援対策の周知を行っていただくようお願いいたします。

(別添)

1. 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生に係る経営支援対策について
2. 家畜伝染病予防費の概要
3. 家畜疾病経営維持資金の概要
4. 農林漁業セーフティネット資金の概要
5. 家畜防疫互助事業のパンフレット
6. 雇用調整助成金の概要

6 新食第 1731 号  
6 畜産第 2102 号  
6 経営第 1630 号  
令和 6 年 10 月 17 日

一般社団法人全国銀行協会会長 殿

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部  
新事業・食品産業政策課長  
農林水産省畜産局企画課長  
農林水産省経営局金融調整課長

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認により出荷等に影響を受ける生産者等への資金の円滑な融通等について

今般、北海道において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたところでは、

疑似患畜の確認に伴う家きんの殺処分、移動制限等により、家きんの生体、卵、肉等の出荷ができなくなった生産者、食鳥処理業者、家きんの卵選別包装業者等や、売上高の減少等の影響を受ける食品加工・販売事業者、外食事業者等においては、経営に必要な資金の調達にも支障を来すことが懸念されるところです。

つきましては、これら経営の実情を十分御理解の上、経営の維持継続に必要な資金の円滑な融通や、個別の経営事情に応じた既貸付金の償還猶予等が図られるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

また、貴会会員に対しても、この趣旨について、十分周知徹底いただくよう、よろしくお願いいたします。

なお、今後の病原性確認検査の結果、当該疑似患畜が低病原性鳥インフルエンザであることが確定した場合であっても、生産者等の経営に支障を来すことのないよう、関係資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等に関して、同様に御配慮いただくようお願いいたします。

6 新食第 1731 号  
6 畜産第 2102 号  
6 経営第 1630 号  
令和 6 年 10 月 17 日

一般社団法人第二地方銀行協会会長 殿

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部  
新事業・食品産業政策課長  
農林水産省畜産局企画課長  
農林水産省経営局金融調整課長

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認により出荷等に影響を受ける生産者等への資金の円滑な融通等について

今般、北海道において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたところでは、

疑似患畜の確認に伴う家きんの殺処分、移動制限等により、家きんの生体、卵、肉等の出荷ができなくなった生産者、食鳥処理業者、家きんの卵選別包装業者等や、売上高の減少等の影響を受ける食品加工・販売事業者、外食事業者等においては、経営に必要な資金の調達にも支障を来することが懸念されるところです。

つきましては、これら経営の実情を十分御理解の上、経営の維持継続に必要な資金の円滑な融通や、個別の経営事情に応じた既貸付金の償還猶予等が図られるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

また、貴会会員に対しても、この趣旨について、十分周知徹底いただくよう、よろしくお願いいたします。

なお、今後の病原性確認検査の結果、当該疑似患畜が低病原性鳥インフルエンザであることが確定した場合であっても、生産者等の経営に支障を来することのないよう、関係資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等に関して、同様に御配慮いただくようお願いいたします。

6 新食第 1731 号  
6 畜産第 2102 号  
6 経営第 1630 号  
令和 6 年 10 月 17 日

一般社団法人全国地方銀行協会会長 殿

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部  
新事業・食品産業政策課長  
農林水産省畜産局企画課長  
農林水産省経営局金融調整課長

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認により出荷等に影響を受ける生産者等への資金の円滑な融通等について

今般、北海道において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたところでは、

疑似患畜の確認に伴う家きんの殺処分、移動制限等により、家きんの生体、卵、肉等の出荷ができなくなった生産者、食鳥処理業者、家きんの卵選別包装業者等や、売上高の減少等の影響を受ける食品加工・販売事業者、外食事業者等においては、経営に必要な資金の調達にも支障を来することが懸念されるところです。

つきましては、これら経営の実情を十分御理解の上、経営の維持継続に必要な資金の円滑な融通や、個別の経営事情に応じた既貸付金の償還猶予等が図られるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

また、貴会会員に対しても、この趣旨について、十分周知徹底いただくよう、よろしくお願いいたします。

なお、今後の病原性確認検査の結果、当該疑似患畜が低病原性鳥インフルエンザであることが確定した場合であっても、生産者等の経営に支障を来することのないよう、関係資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等に関して、同様に御配慮いただくようお願いいたします。

6 新食第 1731 号  
6 畜産第 2102 号  
6 経営第 1630 号  
令和 6 年 10 月 17 日

一般社団法人全国信用金庫協会会長 殿

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部  
新事業・食品産業政策課長  
農林水産省畜産局企画課長  
農林水産省経営局金融調整課長

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認により出荷等に影響を受ける生産者等への資金の円滑な融通等について

今般、北海道において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたところでは、

疑似患畜の確認に伴う家きんの殺処分、移動制限等により、家きんの生体、卵、肉等の出荷ができなくなった生産者、食鳥処理業者、家きんの卵選別包装業者等や、売上高の減少等の影響を受ける食品加工・販売事業者、外食事業者等においては、経営に必要な資金の調達にも支障を来することが懸念されるところです。

つきましては、これら経営の実情を十分御理解の上、経営の維持継続に必要な資金の円滑な融通や、個別の経営事情に応じた既貸付金の償還猶予等が図られるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

また、貴会会員に対しても、この趣旨について、十分周知徹底いただくよう、よろしくお願いいたします。

なお、今後の病原性確認検査の結果、当該疑似患畜が低病原性鳥インフルエンザであることが確定した場合であっても、生産者等の経営に支障を来することのないよう、関係資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等に関して、同様に御配慮いただくようお願いいたします。

6 新食第 1731 号  
6 畜産第 2102 号  
6 経営第 1630 号  
令和 6 年 10 月 17 日

一般社団法人全国信用組合中央協会会長 殿

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部  
新事業・食品産業政策課長  
農林水産省畜産局企画課長  
農林水産省経営局金融調整課長

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認により出荷等に影響を受ける生産者等への資金の円滑な融通等について

今般、北海道において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたところでは、

疑似患畜の確認に伴う家きんの殺処分、移動制限等により、家きんの生体、卵、肉等の出荷ができなくなった生産者、食鳥処理業者、家きんの卵選別包装業者等や、売上高の減少等の影響を受ける食品加工・販売事業者、外食事業者等においては、経営に必要な資金の調達にも支障を来することが懸念されるところです。

つきましては、これら経営の実情を十分御理解の上、経営の維持継続に必要な資金の円滑な融通や、個別の経営事情に応じた既貸付金の償還猶予等が図られるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

また、貴会会員に対しても、この趣旨について、十分周知徹底いただくよう、よろしくお願いいたします。

なお、今後の病原性確認検査の結果、当該疑似患畜が低病原性鳥インフルエンザであることが確定した場合であっても、生産者等の経営に支障を来することのないよう、関係資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等に関して、同様に御配慮いただくようお願いいたします。